

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る
関係条例の整備に関する条例（第1条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>(定義) 第1条 この条例で職員とは、町長、議会、選挙管理委員会、教育委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常勤する一般職の職員をいう。</p> <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 212人 (2) 議会の事務部局の職員 5人 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人 (4) 教育委員会の事務部局の職員 29人 (5) 監査委員の事務部局の職員 1人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人 2及び3 略</p>	<p>○幕別町職員定数条例 (昭和46年3月27日 条例第5号)</p> <p>(定義) 第1条 この条例で職員とは、町長、議会、選挙管理委員会、教育委員会、監査委員及び農業委員会の事務部局に常勤する一般職の職員（<u>臨時的に任用される職員（臨時の職に関する場合において臨時的に任用される職員に限る。）を除く。</u>）をいう。</p> <p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。 (1) 町長の事務部局の職員 220人 (2) 議会の事務部局の職員 5人 (3) 選挙管理委員会の事務部局の職員 1人 (4) 教育委員会の事務部局の職員 29人 (5) 監査委員の事務部局の職員 1人 (6) 農業委員会の事務部局の職員 6人 2及び3 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
第3条 略	第3条 略

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例（第2条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年3月16日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）の任用に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) 職員の競争試験及び選考の状況</p> <p>(12) その他町長が必要と認める事項</p> <p>第3条～第6条 略</p>	<p>○幕別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成19年3月16日 条例第5号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(人事行政の運営の状況の報告)</p> <p>第2条 任命権者は、毎年10月末までに、前年度における人事行政の運営の状況に関し、次に掲げる事項を町長に報告しなければならない。</p> <p>(1) 職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員</u>を除く。）を除く。以下同じ。）の任用に関する状況</p> <p>(2) 職員の人事評価の状況</p> <p>(3) 職員の給与の状況</p> <p>(4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</p> <p>(5) 職員の休業に関する状況</p> <p>(6) 職員の分限及び懲戒の状況</p> <p>(7) 職員のサービスの状況</p> <p>(8) 職員の退職管理の状況</p> <p>(9) 職員の研修の状況</p> <p>(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況</p> <p>(11) 職員の競争試験及び選考の状況</p> <p>(12) その他町長が必要と認める事項</p> <p>第3条～第6条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例（第3条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例 (昭和26年11月18日 条例第42号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年とする。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>○幕別町職員の分限についての手続及び効果に関する条例 (昭和26年11月18日 条例第42号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年とする。</p> <p>2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であってもその事故が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。</p> <p>3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>第4条～第6条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例（第4条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和26年11月18日 条例第43号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給の期間は、1日以上6ヶ月以下とし、給料の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p>	<p>○幕別町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (昭和26年11月18日 条例第43号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第4条 減給の期間は、1日以上6ヶ月以下とし、給料の額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、幕別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第 号）第20条第1項から第3項までに規定する報酬の額）の10分の1以下を減ずるものとする。</p> <p>第5条及び第6条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る
関係条例の整備に関する条例（第5条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月23日 条例第6号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第4項に規定する職員の昇給を行う日をいう。）又はそのいずれかの日</p>	<p>○幕別町職員の育児休業等に関する条例 (平成4年3月23日 条例第6号)</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 幕別町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第3号。以下「給与条例」という。）第16条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 給与条例第17条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（次条において「会計年度任用職員」という。）を除く。</u>）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</p> <p>(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第4項に規定する職員の昇給を行う日をい</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p data-bbox="114 252 936 288">に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p data-bbox="85 373 400 410">第 9 条～第23条 略</p>	<p data-bbox="1167 252 2152 328">う。) 又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p data-bbox="1137 373 1453 410">第 9 条～第23条 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る

関係条例の整備に関する条例（第6条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p>第3条～第12条の2 略</p> <p>(勤務1時間当りの給与額の算出)</p> <p>第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に第9条の3に規定する手当（同条第1項第1号及び第3号に規定する職員に対する手当を除く。）及び第18条に規定する手当を加えた額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、<u>職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第9条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日（同条例第3条に規定する週休日を除く。）に係る勤務時間を減じたもので除した額とする。</u></p>	<p>○幕別町職員の給与に関する条例 (昭和26年3月10日 条例第3号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(給与)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、<u>夜勤手当</u>、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。</p> <p><u>2 職員の給与は、他の条例に規定する場合のほか現金で支払わなければならない。ただし、職員から申出があったときは、口座振替の方法により支払うことができる。</u></p> <p>第3条～第12条の2 略</p> <p>(勤務1時間当りの給与額)</p> <p>第13条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に第9条の3に規定する手当（同条第1項第1号及び第3号に規定する職員に対する手当を除く。）及び第18条に規定する手当を加えた額に12を乗じその額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、<u>規則で定める時間を減じたもので除した額とする。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>第14条～第19条 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第20条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合 <u>(職員の勤務時間及び休日休暇に関する条例第16条の規定による組合休暇の許可を受けた場合を除く。)</u> を除くほか、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額した給与を支給する。ただし、傷病(公務に因るものを除く。)のため勤務しない者については、引き続き90日を超える場合に、日割をもって給料の半額を減ずる。</p> <p>第21条～第22条の2 略</p> <p>第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>	<p>第14条～第19条 略</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第20条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額した給与を支給する。ただし、傷病(公務に因るものを除く。)のため勤務しない者については、引き続き90日を超える場合に、日割をもって給料の半額を減ずる。</p> <p>第21条～第22条の2 略</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第22条の3 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮して、別に条例で定める。</u></p> <p>第23条 略</p> <p>別表第1及び別表第2 略</p>

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う一般職非常勤職員に係る
関係条例の整備に関する条例（第7条関係）の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例						改 正 条 例					
○幕別町職員等の旅費に関する条例 (昭和31年8月8日 条例第15号)						○幕別町職員等の旅費に関する条例 (昭和31年8月8日 条例第15号)					
第1条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条に規定する職員をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。						第1条 この条例は、別に定めがある場合を除くほか職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条に規定する職員（ <u>非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。</u> ）をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。					
第2条～第30条 略						第2条～第30条 略					
第31条 <u>臨時並びに嘱託の職員が旅行するときは、本職に照らし町長の定めるところによりこれを支給する。</u>						第31条 削除					
第31条の2～第34条 略						第31条の2～第34条 略					
別表第1						別表第1					
(単位 円)						(単位 円)					
区分	車賃（1 キロメー トルにつ き）	交通費 （1日につ き）	日当 （1日につ き）	宿泊費 （1夜につ き）	食卓料	区分	車賃（1 キロメー トルにつ き）	交通費 （1日につ き）	日当 （1日につ き）	宿泊費 （1夜につ き）	食卓料

現 行 条 例											改 正 条 例											
	私有車使用の場合	通常の場合	道外各市	道内各市（帯広市を除く）	道外	道内	十勝管内（宿泊を伴うものに限る）		道外	道内												
							帯広市音更町池田町及び幕別町内	左記以外の各町村														帯広市音更町池田町及び幕別町内
町長 副町長	54	30	2,900	1,900	2,700	2,400	1,000	2,400	13,000	12,000	2,600											
教育長																						
行政職給料表適用職員	54	30	2,600	1,800	2,600	2,300	1,000	2,300	12,000	11,000	2,500											
法第22条の2第1項第																						

現 行 条 例											改 正 条 例										
備考1 日当のうち、道内とは、十勝管内市町村を除く道内各市町村をいう。											備考1 日当のうち、道内とは、十勝管内市町村を除く道内各市町村をいう。										
別表第2 移転料											別表第2 移転料										
(単位 円)											(単位 円)										
区分	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道 1,500キロメートル以上				区分	鉄道 50キロメートル未満	鉄道 50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道 100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道 300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道 500キロメートル以上1,000キロメートル未満	鉄道 1,000キロメートル以上1,500キロメートル未満	鉄道 1,500キロメートル以上			
町長 副町長 教育長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000				町長 副町長 教育長	126,000	144,000	178,000	220,000	292,000	306,000	328,000			
行政職給料表適用職員	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000				行政職給料表適用職員	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000			
											法第22条の2第1項第2号に掲げる職員	107,000	123,000	152,000	187,000	248,000	261,000	279,000			

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって 鉄道1キロメートルとみなす。</p>	<p>備考 路程の計算については、水路及び陸路4分の1キロメートルをもって 鉄道1キロメートルとみなす。</p>